

懲戒処分の基準について

秋田県教育委員会

平成20年6月12日制定
平成21年12月25日一部改正
平成29年11月21日一部改正
平成30年10月1日一部改正
令和3年4月1日一部改正
令和5年10月31日一部改正
令和7年4月11日一部改正
令和8年10月1日一部改正

はじめに

懲戒処分（地方公務員法第29条第1項）とは、職員に一定の義務違反があった場合に、その道義的責任を追及し、地方公共団体の規律と秩序の維持を目的として、その職員の任命権者が課す処分である。

この基準は、教職員が全体の奉仕者としてふさわしくない非行や違法行為（以下、「非違行為」）を行った場合の懲戒処分の量定を明らかにすることにより、教職員に公務員としての自覚を求め、教育に携わる教職員の非違行為の防止・抑制を図ることを目的とするものである。

第1 基本的な考え方

この基準は、県教育委員会における過去の事例等を参考に、標準的な処分の量定を示したものであり、具体的な懲戒処分の量定の決定に当たっては、

- ①非違行為の動機、態様及び結果の程度
- ②故意又は過失の程度
- ③児童生徒、保護者、県民等への影響の程度
- ④非違行為を行った職員の職責の程度
- ⑤日頃の勤務態度や非違行為後の対応
- ⑥過去の非違行為歴

等を総合的に考慮した上で判断するものとする。

第2 懲戒処分等の種類

1 懲戒処分

- (1) **免職** 勤務関係から排除する処分
- (2) **停職** 1年以下の間、職務に従事させない処分
- (3) **減給** 1年以下の間、給料月額 $\frac{1}{5}$ 以下に相当する額を給与から減ずる処分
- (4) **戒告** 非違行為に係る責任を確認させ、その将来を戒める処分

2 指導上の措置

懲戒処分に至らないと判断した事案であっても指導上の措置として、その責任を確認させ将来を戒める事実上の行為（**訓告**又は**嚴重注意**）をする場合もある。

ただし、小・中学校の県費負担教職員に対する指導上の措置は、その服務監督の地

位にある当該市町村教育委員会が行う。

第3 懲戒処分の標準例

以下に示す処分の量定は標準的なものであり、事案によっては量定を加重または軽減することがある。また、場合によっては指導上の措置等とすることもある。

1 欠勤

正当な理由がなく勤務を欠いた場合

- (1) 1 1 日未満は、減給又は戒告とする。
- (2) 1 1 日以上 2 1 日未満は、停職又は減給とする。
- (3) 2 1 日以上は、免職又は停職とする。

2 飲酒運転・交通事故

- (1) 飲酒運転（酒気帯び運転及び酒酔い運転をいう。）

飲酒運転をした場合は、緊急避難的行為等特別な事情がある場合を除き免職又は停職とする。

- (2) 同乗等の場合

運転をすると知りながら飲酒を勧め、又は飲酒運転を知りながら車に同乗した場合は、当該飲酒運転への関与の程度等を考慮して、免職、停職、減給又は戒告とする。

- (3) 交通事故

人を死亡させ、又は傷害を負わせた場合は、停職、減給又は戒告とする。これらの場合において、特定違反行為に該当するなど悪質な場合は、免職とする。

注1 「酒気帯び運転」とは、身体に血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム以上又は呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを保有する状態で運転する行為をいう。

注2 「酒酔い運転」とは酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。）で運転する行為をいう。

注3 「特定違反行為」とは、道路交通法施行令別表第二の二の行為（危険運転致死傷、ひき逃げ等）をいう。

3 体罰等

- (1) 体罰を加え、児童生徒を死亡させ、又は重大な傷害を負わせた場合は、免職又は停職とする。

- (2) (1)以外の体罰を加えた場合は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、常習的に行っていた場合、態様が悪質な場合又は事実を隠ぺいした場合は、免職、停職又は減給とする。

- (3) 暴言等不適切な行為を行った場合は、言動の態様及び児童生徒が受けた苦痛の程度により、上記(1)又は(2)に準じて取り扱う。

注1 「児童生徒が受けた苦痛の程度」の判断に当たっては、恐怖、不安、萎縮その他の精神的な苦痛及び身体的な苦痛のほか、学校生活等への影響を考慮する。

注2 量定の決定に当たっては、言動の具体的内容に加え、指導の必要性を逸脱した動機や経緯を十分に参酌する。

4 わいせつ行為等

(1) 児童生徒等に対する行為

以下の①から③については、児童生徒等の同意の有無を問わないものとする。

- ① 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（以下「教育職員等性暴力等防止法」という。）第2条第3項各号に掲げる行為（児童生徒性暴力等）を行った場合は、免職とする。
- ② 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例第16条（深夜連れ出し等の制限）及び秋田県迷惑行為防止条例第5条（つきまとい行為等の禁止）に違反する行為を行った場合は、免職又は停職とする。
- ③ 児童生徒性暴力等につながるおそれのある不適切な行為又はセクシュアルハラスメント（上記①及び②に該当するものを除く。）を行った場合は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、常習的に行っていた場合、態様が悪質な場合又は事実を隠ぺいした場合は、免職、停職又は減給とする。

(2) 児童生徒等以外の者に対する行為

- ① 不同意性交等、不同意わいせつ又は優越的關係を利用して強いてわいせつな行為を行った場合は、免職とする。
- ② ①以外のわいせつ行為（当該行為の未遂や準備行為等を含む。）を行った場合は、免職又は停職とする。
- ③ セクシュアルハラスメント（①及び②に該当するものを除く。）を行った場合は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、常習的に行っていた場合、態様が悪質な場合又は事実を隠ぺいした場合は、免職、停職又は減給とする。

注1 「児童生徒等」とは、教育職員等性暴力等防止法第2条第2項各号に掲げる者をいう。

注2 「わいせつ行為」を例示すると次のとおり

- ・不同意性交等
- ・不同意わいせつ
- ・優越的關係を利用して強いたわいせつ行為
- ・公然わいせつ
- ・わいせつ物頒布等
- ・買春
- ・痴漢
- ・のぞき
- ・陰部等の露出
- ・性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律に規定する罪に当たる行為（盗撮等）
- ・わいせつ目的をもって体に触ること など

注3 「児童生徒性暴力等につながるおそれのある不適切な行為」を例示すると次のとおり

- ・私的な通信（児童生徒等と私的な連絡先（SNSのアカウント、オンラインゲームのアカウント、メールアドレス等）を交換し、私的なやりとりを行うなど
- ・密室状態の作出（不必要に児童生徒等と密室で二人きりになろうとする、休日

や放課後に児童生徒等と二人きりで私的に会う、不必要に児童生徒等を一人で車に乗せて送迎を行うなど)

- ・ 不必要な身体接触（児童生徒等を指導の目的を逸脱して抱きしめるなど）

注4 「セクシュアルハラスメント」とは、令和7年4月11日付け教総一96「ハラスメントの防止及び対応に関する指針」の定義による。

5 採用時の経歴詐称

- (1) 採用選考において、特定性犯罪事実該当者ではない旨、又は過去に児童生徒性暴力等により懲戒免職等の処分を受けたことがない旨を誓約したにもかかわらず、虚偽の申告を行い、又は事実を隠ぺいして採用された場合は、免職とする。
- (2) 上記に掲げるもののほか、採用選考において重要な経歴を詐称し、又は不正な手段を用いて採用された場合は、免職又は停職とする。

注1 「特定性犯罪事実該当者」とは、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第2条第8項に規定する者をいう。

6 個人情報の不適正な取扱い

- (1) 過失により個人情報を盗難され、紛失し、又は流出させた場合は、減給又は戒告とする。
- (2) その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人情報が記録された文書等を収集した場合は、減給又は戒告とする。
- (3) 職務上知ることのできた個人情報を自己又は第三者の利益のために利用する等、不当な目的で使用了場合は、免職又は停職とする。

7 給与の不適正受給

- (1) 故意に虚偽の届出をするなどして給与を不正に受給した場合は、減給又は戒告とする。
- (2) 上記の場合において、添付書類を偽造し、又は長期にわたって不正に受給するなど悪質な場合は、免職又は停職とする。

8 公金・公有財産の横領等

公金又は公有の財産を横領し、又は窃取した場合は、免職とする。

9 私費の横領等

- (1) 私費を横領し、又は窃取した場合は、免職とする。
- (2) 私費に関し不適正な会計処理があった場合は、停職、減給又は戒告とする。

注1 私費とは、県立学校私費会計事務処理基準に定める私費をいう。

10 傷害・暴行

- (1) 故意に人に傷害を負わせた場合は、停職又は減給とする。
- (2) 故意に人に暴行を加えた場合は、減給又は戒告とする。

11 窃盗

他人の財物を窃取した場合は、免職又は停職とする。

1 2 パワーハラスメント

パワーハラスメントを行った場合は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、常習的に行っていた場合、態様が悪質な場合又は事実を隠ぺいした場合は、免職、停職又は減給とする。

注1 「パワーハラスメント」とは、令和7年4月11日付け教総－96「ハラスメントの防止及び対応に関する指針」の定義による。

1 3 政治的行為の制限違反

- (1) 地方公務員法第36条第1項若しくは第2項又は教育公務員特例法第18条第1項の規定に違反して政治的行為を行った場合は、減給又は戒告とする。
- (2) 地方公務員法第36条第3項又は教育公務員特例法第18条第1項の規定に違反して政治的行為を行うよう教職員に求める等の行為をした場合は、停職又は減給とする。
- (3) 公職選挙法第136条の2の規定に違反して公務員の地位を利用して選挙運動をした場合は、免職又は停職とする。
- (4) 公職選挙法第137条の規定に違反して学校の児童生徒に対する教育上の地位を利用して選挙運動をした場合は、免職又は停職とする。

1 4 その他の非違行為

本基準に規定のない非違行為についても懲戒処分の対象とする。その量定の決定に当たっては、本基準に規定する他の項目との均衡を図るほか、人事院の「懲戒処分の指針」等を参酌し、第1 基本的な考え方に基づき、行為の態様、結果の重大性及び社会的影響等を総合的に考慮して決定する。

1 5 指導監督関係

- (1) 部下職員の非違行為を知っていたにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は報告を怠った場合は、停職、減給又は戒告とする。
- (2) 部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた場合は、減給又は戒告とする。